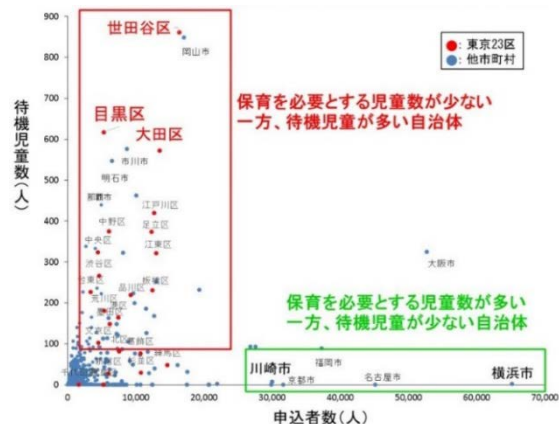


# 1. 待機児童解消

## 現状

### ○児童が多くても待機児童問題は解消可能

保育は市区町村が責任主体として実施しており、保育所申込者数が多くても待機児童を解消できている地方自治体は現に存在する。待機児童が多い自治体については、徹底した取組が重要となっている。



(出典)平成29年11月1日第4回保育・雇用WG 事務局提出資料

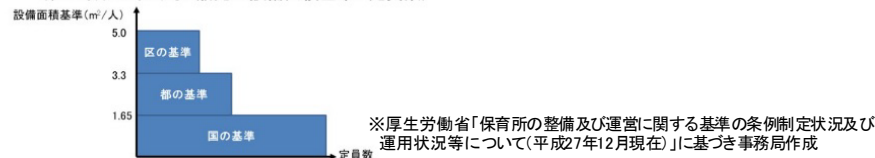
### ○上乗せ基準と待機児童数

待機児童が多い東京23区においては、国が定めた認可保育所の設置基準を上回る基準を設けている区に、待機児童が多く見られる傾向がある。

上乗せ基準の該当数	区 (赤字: 待機児童数が500人以上、橙字: 100人以上)
3 (①設備面積基準、②人員配置基準、③認可保育所の整備における事業者の参入規制等)	世田谷区、目黒区、中央区、板橋区、豊島区
2	大田区、中野区、足立区、江東区、渋谷区、墨田区
1	品川区、文京区、北区、葛飾区、練馬区、新宿区
0	江戸川区、台東区、荒川区、港区、杉並区、千代田区

(出典)平成29年11月1日第4回保育・雇用WG 事務局提出資料

自治体による上乗せ基準のイメージ図  
(世田谷区における0歳児の設備面積基準と定員数)



## 課題

○ 市区町村単独で待機児童問題の解決に当たることの限界

○ 市区町村の独自の上乗せ基準等により深刻化する待機児童問題

## 提言

### ① 関係者全員参加の下で協議する場を都道府県に設置 (法定)

市区町村単位より一段広域的な視点に立って保育需要に対応、KPIと時期を設定して目標達成に向けて進捗管理を徹底

国 都道府県の手挙げ方式による「待機児童緊急対策地域(仮称)」の指定

都道府県 ・「待機児童対策協議会(仮称)」を設置  
・都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

### ② 保育に関わる情報の共有化

- 一企業主導型保育所の設置情報の市区町村への共有
- 一認可外も含めた保育所ごとの空き状況やマップング等の見える化

### ③ 自治体の待機児童解消の取組を促す制度改革

- 一企業主導型保育事業の地域枠拡充
- 一協議会における上乗せ基準の検証
- 一多様な保育所の参入促進
- 一待機児童数の算出の適正化

### ④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

- 一短時間保育士の活用
- 一保育士等の子どもの保育所の優先利用について協議会において調整

# (参考1) 待機児童解消を促進する方策

待機児童解消を促進する方策として、**現行の都道府県による市区町村の取組の支援（都道府県子ども・子育て支援事業支援計画）をより実効的なものとするため**、都道府県を中心に、関係者全員参加の下で協議する場を設置することができる。（法定）

## 「待機児童緊急対策地域(仮称)」の指定

### 【主な役割】

- 一定の基準を超える都道府県の**手挙げ方式**により、地域を指定
- 指定された地域内の待機児童が多い市区町村に対する地域の実情に応じた支援策の強化

## 「待機児童対策協議会(仮称)」を設置

### 【主な役割(例)】

- 都道府県単位での保育の受け皿確保
  - ・市区町村の整備計画の精査
  - ・企業主導型保育施設等を含めた整備情報の共有
  - ・多様な主体の参入促進
- 保育所等の広域利用の推進
  - ・市区町村間の利用調整
  - ・広域利用のための協定の締結支援
- 保育人材の確保・資質の向上
  - ・必要保育士数と確保数、確保手段の「見える化」と育成策強化
- 監査指導の効率化
  - ・都道府県の監査指導と市区町村の給付監査の監査項目の調整
- その他協議会で必要と定める事項

【構成員】 都道府県、関係市区町村、保育事業者、有識者が参加する。必要に応じて関係省庁が参加。

【その他】 既に合議制の機関を有している場合は、当該機関が協議会に代わることができる。

協議会での決定事項を受けて、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に反映

国

都道府県

# 2. 電波制度改革

## 現状

### ○ 電波利用ニーズの拡大

- Society5.0の実現に向け、新たな電波利用ニーズが拡大（IoT、自動走行、自動飛行、ワイヤレス電力伝送など）。

### ○ 海外における電波政策

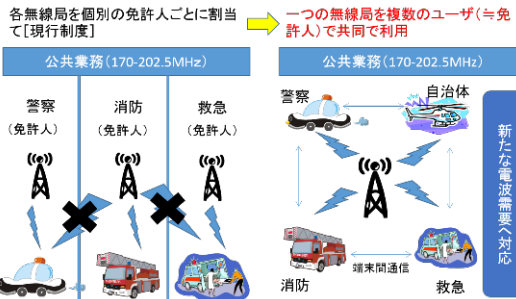
- 日本を除くOECD諸国で周波数オークション制度を導入。多くの国で、エリアカバー率の義務付けや公正競争確保策などの条件等を設定。

	導入国	未導入国
OECD	米国、カナダ、メキシコ、アイスランド、アイルランド、イタリア、英国、エストニア、オーストラリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、スロベニア、ルクセンブルグ、ポーランド、ラトビア、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、トルコ、イスラエル、チリ	日本
その他アジア地域	インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、台湾、パキスタン、バングラデシュ、香港、マカオ	北朝鮮、中国、東ティモール、ブルネイ、ベトナム、モンゴル、ラオス

（出典）平成29年10月11日第3回投資等WG 鬼木氏提出資料に基づき事務局作成

### ○ 公共部門の現状

- 各省庁・機関（警察、消防、防衛、防災等）が、独自に自営通信網を構築・運営。
- 米国では専用周波数の配分、英国では商用周波数の活用により、公共安全LTEを構築。

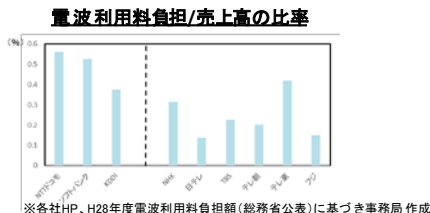
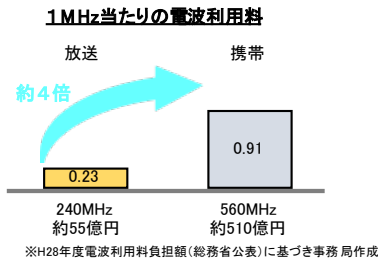


### ○ 民間部門の現状

- 放送用の帯域の更なる有効利用が可能との指摘。

### ○ 電波利用料の現状

- 携帯電話事業者と地上波テレビ放送局での電波利用料負担が不均衡との指摘。
- 公共用無線局の一部で電波利用料が減免。



## 課題

- Society5.0等、新たな電波利用ニーズへの対応、必要な帯域の確保が必要不可欠
- 割当て・利用状況に関する情報開示が不十分、電波の有効利用が阻害されているおそれ
- 電波利用料負担の公平性を確保する必要

## 提言

### ① 割当て・利用状況の「見える化」

- 公共部門の割当て状況の積極的開示
- 公共・民間部門の利用状況調査（発射状況調査）の効果的実施

### ② 帯域確保に向けた対応

- 非効率な周波数の返上等を円滑に行うための仕組みの構築
- 周波数帯の確保目標の設定
- 周波数移行のインセンティブの創設・拡充（終了促進措置の拡充等）
- 公共部門の公共安全LTEの創設、周波数・システム共用化の検討
- 放送を含む民間部門の帯域の更なる有効利用の検討

### ③ 割当手法の抜本的見直し

- 新たな割当手法（申請金額を含む総合評価）の導入
- 競り上げによるオークション制度の検討
- 新たな割当手法による収入の活用
- 提案募集型の用途決定、二次取引の在り方の検討 等

### ④ 経済的価値をより一層反映した電波利用料体系の見直し

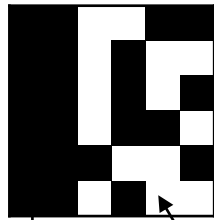
- 電波の利用に関する負担の適正化
- 抜本的見直し（経済的価値に基づく負担）の検討
- 非効率な公共用無線局からの電波利用料の徴収
- 電波利用料の用途の見直し

# (参考2) 電波制度改革 (第2次答申のポイント)

割当て・利用状況  
見える化



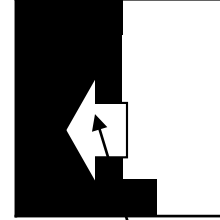
帯域確保



利用

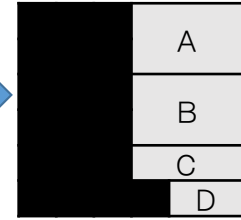
未利用

割当手法



返上、移行、共用  
など

電波利用料



○公共部門の割当  
状況の積極的開示

○官民の利用実態  
の調査(発射状況調  
査など)

○返上等促進の仕組(※)

○共同利用型の公共安全  
LTEの創設(2020年までの  
実現可能性を含め検討)

○放送の未来像を見据え  
た放送用帯域の更なる有  
効利用の検討

○価格競争の要素を  
含めた総合評価の方  
式の導入(※)

○競り上げによる  
オークション制度の  
検討

○電波の利用に関  
する負担の適正化  
(※)

○経済的価値に基  
づく負担の検討

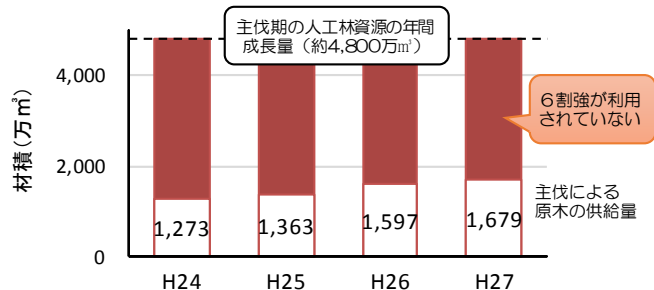
○電波利用料の使  
途の見直し(※)

# 3. 森林・林業改革

## 現状

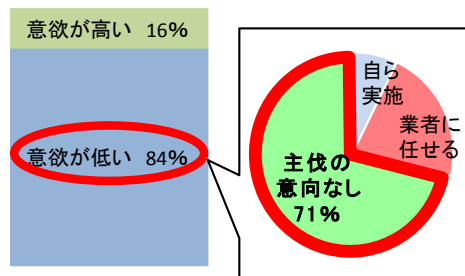
### ○ 森林資源の利用状況

我が国の人工林の半数近くが、用材等での販売に適した伐採期（主伐期）を迎えようとしているが、有効に活用されていない。



### ○ 森林所有者の経営意欲

我が国の森林所有者の多くは小規模零細で経営意欲に乏しく、うち約7割は主伐の意向すらない。



### ○ 国産木材の供給体制

森林は災害防止等の公益的な機能を持つため、国、都道府県、市町村が管理・育成しており、伐採や作業道（路網）の整備が戦略的になされていない。

### ○ 川上/川下企業の連携

川上の林業経営体と、川下の製材業者や工務店などの木材需要者との連携が進んでおらず、商社や問屋の介在する非効率な重層的取引となっており、市場情報の共有も不十分。

(出典) 平成29年9月20日第1回農林WG 林野庁提出資料

## 課題

○ 活用されない森林資源が年々累積されていく

○ 路網整備や間伐等業務の集約化など、森林の資産価値を向上させるための積極的経営が期待できない

○ 木材の伐採・搬出コストや流通コストが高く、輸入製品との価格競争に勝てない

## 提言

### ① 新たな森林資源管理システムの創設

- 森林所有者の責務を明確化
- 経営意欲がない所有者の森林は、市町村が経営・管理を受託し、意欲と能力のある林業経営体に再委託
- 所有者不明森林の市町村への経営・管理の委託も可能に
- 生産性の高い森林に路網整備や高性能林業機械導入を重点化

### ② 林業の成長産業化を進めるための対応事項

- 川上/川下企業の連携強化を通じた効率的な流通経路の構築や、ICTを活用した市場情報の共有による、流通コストの削減
- 木材の利活用を過度に制限している規制・基準等の見直し
- 国有林事業への民間活力の導入に関する検討

### ③ KPIの設定および工程表の作成

- 整備する人工林の面積や路網の規模、川上から川下までの全体の付加価値生産額等に関して、KPIを用いて時期を明示した目標を設定
- 工程表を作成して進捗状況を定期的に把握し、必要な施策見直しを実施